

令和3年7月9日

救急隊への公務執行妨害及び器物損壊事案の被疑者逮捕 に伴う警察報道発表を受けての本市のコメントについて

令和3年7月9日に救急隊への公務執行妨害及び器物損壊の被疑者逮捕について警察からの報道発表がありましたのでお知らせいたします。

1. 市長のコメント

今回の事件は、公務の中でも特に重要な市民の命を守る救命救急業務を妨げるにとどまらずに体制に影響を及ぼすものである。このような行為は許しがたく、厳正に対処していく。

2. 事実の概要・その他

(1) 事実の概要

令和3年7月8日、午前1時10分に習志野市実籾3丁目に居住する男性(40代)から、身体の不調を訴える119番通報があり、東消防署の救急車が出場。

本人と接触し、症状の聴取など救急活動を行っていた午前2時半頃、興奮した男性が暴れたため救急隊員が救急車内に避難した。

男性が救急車のミラーを素手で折り壊し始めたため救急隊員は警察に通報し、その後、男性は習志野警察署に公務執行妨害及び器物損壊の疑いで逮捕された。

(2) 被害状況

救急隊員に怪我はありませんでした。救急車のサイドミラー左右、フロントアンダーミラーの3箇所が折損。

(3) 対応状況

当該救急車が現在使用できないため、車両の故障や点検時の際に活用している非常用救急車を運用して市内の救急体制が低下しないよう努めています。

また、被害については習志野警察署に被害届を提出済みです。

以上

問合せ先
習志野市消防本部
電話：047-452-1282